# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

- 1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明
  - (18) 議案第27号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例の制定について
  - 資料1 議案第27号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 新旧対照表

令和7年2月10日

健康福祉局

### 議案第27号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関 する条例の一部を改正する条例の制定につい て

#### 1 条例改正の背景

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正(令和6年厚生労働省令第164号)

#### 2 改正の主な内容

上記1に伴い、保護施設等の職員の配置基準のうち救護施設及び更生施設に置かなければならない職員を次のとおり改めるもの

「栄養士」→「栄養士又は管理栄養士」

#### 3 施行期日

令和7年4月1日から施行

改正後	改正前
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
平成24年12月14日条例第74号	
十成24年12万14日末例第14万 (職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第14条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、	
	調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、調理員を置かないことが
両柱未物の主印を安正する(X 段地区にめっては、 両柱員を直がないことが   できる。	できる。
(1) 施設長	(1) 施設長
(2) 医師	(2) 医師
(3) 生活指導員	(3) 生活指導員
(4) 介護職員	(4) 介護職員
(5) 看護師又は准看護師	(5) 看護師又は准看護師
(6) 栄養士又は管理栄養士	(6) 栄養士
(7) 調理員	(7) 調理員
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、おおむね入所
者の数を5.4で除して得た数以上とする。	者の数を5.4で除して得た数以上とする。
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第23条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、	
	調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、調理員を置かないことが
できる。	できる。
(1) 施設長	(1) 施設長
(2) 医師	(2) 医師
(3) 生活指導員	(3) 生活指導員
(4) 作業指導員	(4) 作業指導員
(5) 看護師又は准看護師	(5) 看護師又は准看護師
(6) 栄養士 <u>又は管理栄養士</u>	(6) 栄養士
(7) 調理員	(7) 調理員

改正後	改正前
2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所者の数	2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所者の数
が150人以下の更生施設にあっては6人以上、入所者の数が150人を超える	が150人以下の更生施設にあっては6人以上、入所者の数が150人を超える
更生施設にあっては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた員	更生施設にあっては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた員
数以上とする。	数以上とする。